藤沢市民病院院内保育所業務委託
公募型プロポーザル実施要領

2026 年（令和 8 年）11 月

藤沢市民病院　病院総務課

1　趣旨

本実施要領は、藤沢市民病院院内保育所業務委託に係る優先交渉事業者（以下「候補者」という。）を選定する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

2　業務の概要

(1)名称

藤沢市民病院院内保育所業務委託

(2)目的

市民病院に勤務する職員の育児のための負担を軽減し、かつ、職員の雇用を確保することを目的とする。

(3)業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

(4)履行期間

ア　仕様書に定める業務の期間

契約締結日から 2028 年(令和 10 年)3 月 31 日まで

※ ただし、本契約期間の受託者による実績が良好である場合、契約期間終了後、最長で 2032 年(令和 14 年)3 月 31 日までの期間については、年度ごとの更新による随意契約を行うことができる。

イ　引継ぎ期間（現受託事業者と異なる場合）

契約締結日以降 2027 年(令和 9 年)3 月 31 日までの間に引継ぎを完了すること。

3　提案限度額

62,000,000 円

※ この金額は契約予定価格を示すものではないため注意すること。

※ 本案件は、令和 9 年度予算が藤沢市議会において議決されることを条件としている。予算が議決されず、成立しなかった場合は、本プロポーザルは無効となる場合がある。なお、その場合においても、事業者は市に対し、参加表明書や企画提案書の提出に当たって負担した費用等について請求できない。

4　プロポーザルの参加資格

募集開始日時点において、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1)単体企業であること。

(2)藤沢市の指名停止を受けていないこと。かながわ電子入札共同システムの令和7・8年度競争入札参加資格者認定を藤沢市長から受けていない場合は、藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年7月1日制定）別表に掲げる措置対象事項に該当しないこと。

(3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。

(4)民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。また、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者でないこと。

(5)2年以内に銀行取引停止処分を受けていない者であること。また、6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。

(6)藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団等に該当する者を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。

(7)政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。

(8)過去3年間の事業等において、刑法等の法令に違反して処罰を受けていないこと。

(9)国税及び地方税を滞納していないこと。

(10)一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定を受けていること。

(11)過去5年間に、公立病院等の保育所において、同種（保育所運営業務）の業務委託を履行した実績があること。

(12)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく業務改善命令を受けていない者であること。ただし、過去に業務改善命令を受け、現在解除されている者は除く。

5　スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとする。なお、スケジュールについてはすべて予定であり、今後変更となる可能性がある。

1	実施要領の公表	2026 年（令和 8 年）11 月 11 日（水）から 2026 年（令和 8 年）12 月 11 日（金）まで
2	参加意向申出書の受付	2026 年（令和 8 年）11 月 11 日（水）から 2026 年（令和 8 年）11 月 25 日（水）まで
3	仕様書等に関する質問書の受付	2026 年（令和 8 年）11 月 11 日（水）から 2026 年（令和 8 年）11 月 25 日（水）まで
4	質問に対する回答	2026 年（令和 8 年）12 月　2 日（水）までに Web サイトに掲載
5	参加資格確認結果の通知	2026 年（令和 8 年）11 月末頃
6	企画提案書の受付	2026 年（令和 8 年）11 月 30 日（月）から 2026 年（令和 8 年）12 月 11 日（金）まで
7	事前書類審査結果の通知	2026 年（令和 8 年）12 月 16 日（水）までに発送
8	プレゼンテーション審査の実施	2026 年（令和 8 年）12 月 25 日（金）
9	選定結果の通知	2026 年（令和 8 年）12 月 28 日（月）以降
10	契約の締結	2027 年（令和 9 年）1 月中旬以降

6　参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する場合、次のとおり書類を提出すること。

(1)提出期間

2026 年（令和 8 年）11 月 11 日（水）から

2026 年（令和 8 年）11 月 25 日（水）午後 5 時まで【必着】

(2)提出先

「12　問い合わせ先」と同じ

(3)提出方法

電子メール（PDF 形式のデータ）

※　件名を「公募型プロポーザル参加意向申出書（事業者名）」とすること。

※　送信後に「12　問い合わせ先」に必ず電話により到達確認を行うこと。

(4)提出書類（各１部）

ア　参加意向申出書（様式第１号）

イ　事業者概要書（様式第２号）

ウ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し（参加意向申出書提出日前３か月以内に取得したもの）

エ　地方税の滞納がないことを証明する書類

2026 年（令和８年）６月１日以降に発行された各区分の証明書を提出すること。

(ｱ)国税の滞納がないことを証明する書類

次の各号に記載する証明書のうち、該当する証明書を提出すること。

a.本社所在地の所轄の税務署の発行する納税証明書「その３の３」

b.納税義務のない者は、本社所在地の所轄の税務署の発行する納税証明書「その３」

(ｲ)地方税の滞納がないことを証明する書類

次の各号に記載する証明書のうち、該当する証明書を提出すること。なお、証明書は、契約締結先となる事業所が所在する市町村のものを提出すること。また、支店などに契約締結権を委任する場合は、支店などが所在する市町村の証明書であることに留意すること。

a.市町村民税すべてにおいて滞納のないことを証明する「市町村税を現在滞納していない証明書」

b.課税市町村が「市町村税を現在滞納していない証明書」を発行していない場合に限り、直近２年間の各納税証明書

c.東京都特別区においては、法人都民税、固定資産税などの直近２年分の各納税証明書

オ　財務諸表・決算書類等の写し（財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書またはこれに準ずる書類）（直近１年分）

カ　プライバシーマーク制度の認定を受けていることを証明する書類（プライバシーマーク登録証など）の写し

キ　過去５年間に、公立病院等の保育所において、同種（保育所運営業務）の業務委託を履行した実績を証する書類の写し（実績が複数ある場合は、すべての実績を証する書類）

※　ただし、「かながわ電子入札共同システム」による令和７・８年度競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者については、(４)提出書類のうち、

「ウ　登記事項証明書の写し」

「エ　地方税の滞納がないことを証明する書類」
「オ　財務諸表・決算書類等の写し」
の提出を省略できる。

(5)参加資格確認結果通知

参加意向申出書を提出した者について、「4　プロポーザルの参加資格要件」を満たすものか、市で確認を行い、2026 年（令和 8 年）11 月末頃に、書面により確認結果を通知する。

(6)参加の辞退

参加意向申出書の提出後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第 4 号）を提出すること。なお、この場合、提出済みの書類は返却しない。

7　仕様書等に対する質問・回答

本プロポーザルに関する質問がある場合には、「質問票（様式第 3 号）」を提出すること。

(1)提出期間

2026 年（令和 8 年）11 月 11 日（水）
2026 年（令和 8 年）11 月 25 日（水）午後 5 時まで【必着】

(2)提出先

「12　問い合わせ先」と同じ

(3)提出方法

電子メール（PDF 形式のデータ）
※　件名を「公募型プロポーザル質問書（事業者名）」とすること。
※　送信後に「12 問い合わせ先」に必ず電話により、到達確認を行うこと。

(4)質問への回答

2026 年（令和 8 年）12 月 2 日（水）までに Web サイトに質問者名を記載せずに順次掲載する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

(5)留意事項

ア　提出期限までに到達しなかった質問及び電子メール以外の方法（来庁・電話等）による口頭での質問は回答しない。
イ　他の提案事業者に関する情報等、本市が不適当と判断した質問には回答しない。
ウ　仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。
エ　質問内容は簡潔明瞭に記載するとともに、その質問が生ずる資料等の名称、該当ページを記載すること。電話や来訪による口頭での質問及び当該期間以外の期間における質問は一切受付しない。

8　企画提案書の提出

(1)提出期間

2026 年（令和 8 年）11 月 30 日（月）から

2026 年（令和 8 年）12 月 11 日（金）まで午後 5 時まで【必着】

(2)提出先

「12　問い合わせ先」と同じ

(3)提出方法

持参又は郵送（受付期間内必着。特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかの方法に限る。）のいずれかの方法

(4)提出書類

ア　企画提案書

(ｱ)企画提案書の書式

a.原則として、A4 規格の両面印刷、横書き表示、ページ下の中央にページ番号を記載すること。なお、モノクロ・カラー印刷は問わない。

b.A3 用紙を使用する場合は、片面印刷とし、Z 折りにして、用紙左辺で綴じること。

c.文字サイズは、原則 12 ポイント以上とする。

d.A4 フラットファイル等を使用し、様式及び添付書類ごとにインデックス等を添付すること。

e.企画提案書は、表紙・目次・別に添付するカタログやパンフレット等を除き、A4 換算で 100 ページ以内の構成とする。

(ｲ)企画提案の構成

本実施要領及び仕様書の内容、評価基準を踏まえた上で、原則、次の各項目について記載すること。

1	会社概要	・保育所業務の業務受託実績及び業務内容がわかるもの（仕様書の写し等） ※　実績が複数ある場合は、すべての実績
2	経営状況	・過去 1 年間の経常利益率及び自己資本比率
3	実施体制	・人員を確保するための方針及び具体的な取組等 ・「業務責任者」の経歴等 ・2032 年(令和 14 年)3 月末までに想定される年度ごとの人員及び組織体制 ・業務の閑繁や突発的な欠員、災害時などの対応策や法人内の支援体制

4	労務管理	・従事者の雇用条件（給与等の水準、昇給制度、諸休暇制度、福利厚生制度等）
5	研修体制	・従事者への研修や教育など、人材育成に係る方針及び具体的な取組等
6	個人情報保護	・個人情報保護や情報流出防止、守秘義務遵守に係る方針及び具体的な取組等
7	サービスの向上、業務効率化	・サービス水準の維持、向上に係る方針及び具体的な取組（業務改善提案、法改正及び制度改正への対応）等
8	危機管理	・業務上のトラブル、苦情、個人情報流出などのリスク発生時における、初期対応、解決、再発防止までの方針及び具体的な取組等
9	業務引継ぎ	・業務委託終了時の次期受託事業者への引継ぎについて、業務に支障が生じないよう円滑に行うための方針及び具体的な取組等 ※契約期間中に引継ぎ期間を設け、市が指定した事業者に引継ぎを行う（3か月程度を想定）とともに、その際に市又は次期受託事業者からの資料等の請求は、受託者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると市が認める場合を除き、すべて応じるものとする。 ※受託者から市への納入成果物の一切の権利は市に帰属する。
10	独自提案	・本業務の成果をより効果的なものにする独自提案等

イ　見積書（積算内訳含む）（様式第12号）

ウ　参考値提示書

2027年（令和9年）4月から2032年（令和14年）3月末までの業務委託に係る費用を、単年度ごとに参考値として提示すること。

(5)提出部数

ア　紙媒体8部（原本：1部、写し：7部）

イ　各書類のデータ（PDF形式）を格納したCD若しくはDVD1枚

(6)留意事項

ア　提出された書類は返却しない。

イ　企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあ

る。

ウ　プロポーザルの提案は、１事業者につき１提案のみとする。

エ　提出後の提案内容の変更は認めない。

オ　企画提案書の提出がなかった場合、本プロポーザル参加の意思がないものとみなす。

９　審査・選定方法等

本プロポーザルに係る審査は、「藤沢市民病院院内保育所業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、別紙「藤沢市民病院院内保育所業務委託事業者選定委員会評価基準表」に基づいて審査する。

(1)審査方法

審査は、事前書類審査及びプレゼンテーション審査の２段階で行い、事前書類審査の上位３者に対してプレゼンテーション審査を行う。なお、参加者が３者以内の場合、事前書類審査は行わない。

ア　事前書類審査（参加者が４者以上の場合のみ実施）

審査は、企画提案書等を評価基準に基づいて事務局が審査し、評価項目の「１．会社概要（1）業務実績」をその事業者の評価点とし、その上位３者をプレゼンテーション審査対象者とする。ただし、第３位の者が同点等で複数いる場合は、同点者をすべて第３位とする。

なお、事前書類審査を実施した場合、選定結果については、企画提案書を提出した全事業者に対し、2026 年（令和８年）12 月 16 日（水）までに書面にて発送する。

事前書類審査の評価点は事前書類審査のみに利用するため、プレゼンテーションに影響するものではない。

イ　プレゼンテーション審査

(ｱ)審査は、企画提案書プレゼンテーション及び審査委員によるヒアリングにより実施する。（2026 年（令和８年）12 月 25 日（金）を予定）
詳細な時間・場所については後日通知する。

(ｲ)実施の順番については、提案書類を受付した順番の逆とする、

(ｳ)企画提案者によるプレゼンテーションの時間は、１事業者につき 15 分以内とする。

(ｴ)審査委員によるヒアリングの時間は、1 事業者につき 15 分程度とする。

【留意事項】

・　企画提案者の出席者は、５人以内とする。

・　説明するポイントを簡潔に提示するなど、審査用に資料を別途準備するこ

とは構わないが、提出された企画提案書に記載のない内容が盛り込まれているなど、提出された企画提案書との乖離がある場合は、評価の対象としない。

・ プロジェクター（HDMI 接続）及びスクリーンは市が準備するが、パソコンその他必要とする機材については、企画提案者が準備すること。ただし会場内の電源使用は可とする。

(2)選定方法

ア 選定委員会の構成委員の評価点を合算し、合計評価点が最も高く、かつ、市が設定する基準点（満点の 6 割）を超えた事業者を候補者として選定する。なお、同点の場合は、評価項目の「2（8）独自提案」の合計評価点が高い者を上位とする。

プレゼンテーション審査の参加者が 1 事業者のみであった場合、選定委員会の構成委員の評価点を合算し、市が設定する基準点（満点の 6 割）を超えていれば、候補者として選定する。

イ 上位の事業者が辞退又は失格となった場合は、合計評価点が高い者から順に候補者とする。

(3)結果通知

選定結果については、企画提案書を提出した全事業者に対し、2026 年（令和 8 年）12 月 28 日（月）以降に書面にて通知する。

なお、選定結果については、候補者及び第 2 位順位交渉事業者のみ名称を Web サイトに公表する。また、「提案者の総合計点」及び「提案者の順位」については、当該提案者からの問い合わせに対してのみ、電子メールで回答する。

(4) 仕様書の決定

候補者の選定後、市と候補者と協議の上で決定することとする。

なお、仕様内容の調整が不調となった場合には、第 2 位順位交渉事業者と調整を行うこととする。

10 プロポーザルに係る失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1)参加意向申出書・企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(2)参加意向申出書・企画提案書提出した書類に虚偽の記載をした場合

(3)参加意向申出書・企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(4)参加意向申出書・企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されていた場合

(5)参加意向申出書・企画提案書に許容された表現方法以外の表現方法が用いられ

ている場合
(6)選定委員会の構成委員又は関係者にプロポーザルに関して不正な接触等があった場合
(7)本実施要領「３　提案限度額」に記載されている金額を超える提案をした場合
(8)契約締結日までに「４　プロポーザルの参加資格」を満たすことができなくなった場合
(9)プレゼンテーション審査において、２人以上の選定委員会の構成委員が同一の評価項目の評価点を０点とした場合
(10)その他この実施要領に違反すると認められる場合

11　その他留意事項

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、企画提案書を提出した事業者の負担とする。
(2) 提出された企画提案書等は返却しない。
(3) 提出された関係書類については、「藤沢市情報公開条例」に基づき、情報公開の対象とする。なお、法人に関する情報については、「藤沢市情報公開条例」の規定等に基づき非公開とするとともに、市の保有する情報のみで正当な利益を害するか否かの判断が困難な場合は、当該法人等の意見を聴取するなど慎重かつ公正に判断する。
(4) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。
(5) 審査に対する電話等による問い合わせには応じず、異議を申し立てることはできない。
(6) 本プロポーザルに参加する事業者は、候補者決定後において、この実施要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てないこととする。
(7) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

12　問い合わせ先

藤沢市民病院　病院総務課　職員担当　担当：髙梨・佐藤
〒251－0052　神奈川県藤沢市藤沢2丁目6-1　4階　総務課職員担当
電話：0466-25-3111（内線8430）
電子メール：fj1（イチ）-byoin-s@city.fujisawa.lg.jp

以　上